

令和 8 年度における国立研究開発法人日本医療研究開発機構の 中小企業者に関する契約の方針

国立研究開発法人日本医療研究開発機構（以下、「当機構」という。）は、官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律（昭和41年法律第97号。以下「法」という。）第5条の規定に基づき、中小企業者に関する国等の契約の基本方針（令和8年4月21日閣議決定。以下「基本方針」という。）に即して、令和8年度における新規中小企業者をはじめとする中小企業者の受注の機会の増大を図るための方針（以下「本方針」という。）を以下のように定める。

第1 中小企業者の受注の機会の増大の目標に関する事項

1 中小企業・小規模事業者向け契約目標

当機構は、令和8年度における官公需予算総額に占める中小企業・小規模事業者向け契約の金額の比率が、前年度までの実績を上回るよう努め、比率が37.0%、金額が約11億円になるよう努めるものとする。

2 新規中小企業者向け契約目標

新規中小企業者（官公需法第2条第2項に規定する新規中小企業者をいう。以下同じ。）向け契約目標については、基本方針において「新規中小企業者の契約比率についても、前年度までの実績を上回るよう努め、引き続き国等全体として3%以上を目指すものとし、取組を加速して着実な目標達成を図るものとする。」と定められている。

このことを踏まえ、当機構は、この目標の達成に資するよう、新規中小企業者の契約比率について、3%以上とすることを目標として、新規中小企業者の受注の機会の増大に努めるものとする。

第2 中小企業者の受注の機会の増大のために講ずる措置に関する事項

当機構は、中小企業・小規模事業者の受注の機会の増大を図るため、基本方針に即すとともに、次のとおり取り組む。

1 官公需情報の提供の徹底

一般競争入札による発注に関連する情報及びそれらに係る落札に関する情報についてホームページへの掲載により、中小企業・小規模事業者に提供するよう努めるものとし、発注計画の策定が可能なものは、これを積極的に定め、ホームページへの掲載に努めるものとする。

また、物件等の発注を行う際には、性能、規格等の必要な事項について、仕様書に明記することにより、中小企業・小規模事業者に対して解りやすい説明に努めるものとする。

2 官公需に関する相談体制の整備

財務部調達課の「官公需相談窓口」にて、中小企業・小規模事業者からの官公需相談に適切に応じ、官公需情報、入札に関する参加資格登録などの情報を提供するなど、必要な指導に努めるものとする。

3 総合評価落札方式の適切な活用

総合評価落札方式による競争の際、透明性を確保するために、引き続き、品質・機能の水準等を明確にした発注仕様書、審査項目を作成する。

4 分離・分割発注における事例の活用

物件等の発注に当たっては、明らかに中小企業・小規模事業者の参入の余地がないと考えられる案件を除き、調達を費用対効果において優れたものとする事等を十分検討（公正性についての検討を含む。以下同じ。）しつつ、価格面、数量面、工程面等からみて分離・分割して発注することが経済合理性・公正性等に反しないかどうかを、十分検討した上で、可能な限り分離・分割して発注を行う。

5 適正な納期・工期、納入条件等の設定

物件等の発注に当たっては、「働き方改革」関連の取組として関係省庁からの要請等に留意し、早期発注等の取組により発注時期の平準化を図り、適正な納期・工期を設定して中小企業・小規模事業者が十分対応できるよう配慮するものとする。また、発注時期の平準化の状況をモニターするなど、中小企業・小規模事業者が長時間労働せざるを得ないような発注・契約の実態把握に努めるものとする。

6 一括調達、共同調達における事例の活用

一括調達、共同調達を行う際に、調達を費用対効果において優れたものとする事に留意しつつ、適切な品目分類、適切な配送エリアの設定を行うよう努めるものとする。

7 一括調達、共同調達における下位等級者の参加の推進

一括調達、共同調達による競争参加資格の設定に際しては、一等級又は二等下位の等級者の競争参加を可能となるよう弾力的な運用に努めるものとする。

8 知的財産権の取扱いへの留意

物件及び役務の発注に当たっては、発注内容に著作権等の知的財産権が含まれる場合には、その財産的価値について十分に留意し、その著作権を発注者へ無償譲渡させないものとする。また、実施の範囲や期間、受取対価といった、当該知的財産権の取扱いについて書面をもって明確にする。

その際、契約に当たって、調達コストの適正化や著作物の二次的活用を図る観点から、コンテンツの創造、保護及び活用の促進に関する法律（平成 16 年法律第 81 号）第 2 条第 1 項のコンテンツに該当し、著作権等の知的財産権の発生が含まれる場合には発注者は当該知的財産権の全部又は一部を譲り受けず受注者に帰属させる

ことができるコンテンツ版バイ・ドール契約の活用を促進するものとし、現行及び将来のコンテンツ制作を含有する契約の有無に関わらず、コンテンツ版バイ・ドール条項を含む、契約書のひな形を作成するものとする。

9 小企業者を含む小規模事業者の特性を踏まえた配慮

契約内容の履行の確保の観点から、一般競争入札の際には、適切な地域要件を設定するとともに、総合評価落札方式による競争の際に、地域精通度や地域貢献度等に加え、迅速性や融通性などを評価項目として考慮することに努めるものとする。

10 技術力のある中小企業・小規模事業者に対する受注機会の増大

「中小企業技術革新制度」(SBIR)による特定新技術補助金等及び指定補助金の交付を受けた中小企業・小規模事業者が入札に参加する場合には、下位等級であっても入札参加が可能となるよう、弾力的な運用に努めるものとする。

11 地域の中小企業・小規模事業者等の積極的活用

地域内において消費される調達について、少額の随意契約による場合には、当該地域内の中小企業・小規模事業者を見積り先に含めるよう努めるものとする。

12 中小企業・小規模事業者の資金繰りへの配慮

物件等の発注に当たって、受注者の資金繰りがしやすいように部分払をすることにより、受注者が円滑に事業を実施できるように努めるものとする。特に人件費比率の高い役務契約に対し、業務内容に応じて部分払(毎月払い等)を行うよう配慮することに努めるものとする。

中小企業・小規模事業者との官公需契約における支払いまでの資金繰りに配慮し、当機構に対する債権の譲渡が必要と認められる場合は適切に対応するものとする。

13 適正な予定価格の作成

予定価格を作成する際は、最新の実勢価格、需給の状況等による原材料及び人件費(社会保険料(事業主及び労働者負担分)を含む)等の価格変動、最低賃金又はその近傍の人件費単価の被用者が用いられる可能性のある役務の発注については、各都道府県における最低賃金の改定額(契約期間中に最低賃金額の改定が見込まれる場合には、その改定見込額を含む。)、消費税及び地方消費税の負担等を確実に反映するものとする。

物品の運送を伴う役務、物品の買入れ等に係る発注に当たっては、物流効率化基本方針を踏まえ、契約を締結した事業者から当該物品の運送を委託されたトラック事業者等がその雇用するトラックドライバーの賃上げ原資となる適正な運賃を収受できるよう、貨物自動車運送事業法(平成元年法律第83号)附則第1条の3第1項の規定に基づく「標準的な運賃」を活用するとともに、燃料サーチャージ、有料道路使用料、附帯作業料等の追加で生じるコスト、繁忙期における運送、特殊な運送方法等に起因して追加で生じるコストについても十分に考慮するように努めるものとする。

14 最低賃金額の改定に伴う契約金額の見直し

契約前において、清掃その他最低賃金又はその近傍の人件費単価の被用者が用いられる可能性のある役務契約について、年度途中の最低賃金額の改定を踏まえた予算を確保し、契約期間中の最低賃金の改定見込額を含めた適切な予定価格を作成するとともに、入札金額における人件費について、契約期間中に最低賃金額の改定が見込まれる場合には、その改定見込額についても考慮した上で入札することを入札希望者にあらかじめ周知するものとする。

また、人件費単価が改定後の最低賃金額を下回った際は適切な価格での単価の見直しを行う旨の条項をあらかじめ契約に入れることなどにより、年度途中で最低賃金額の改定があったとしても、受注者が雇用者に対して最低賃金額以上の賃金を支払う義務を履行できるよう配慮するものとする。

契約後において、最低賃金額の大幅な改定があった場合には、受注者が雇用者に対して最低賃金額以上の賃金を支払う義務を履行できるよう、契約金額を変更する必要があるか否かについて受注者に対し確認し、受注者からの求めがあった場合には適切に対応するものとする。

15 事業継続力が認められる中小企業・小規模事業者に対する配慮

自然災害等の発生時における安定的な供給体制の確保及び中小企業・小規模事業者の災害への備えを促進していくことの重要性に鑑み、中小企業等経営強化法（平成11年法律第18号）第56条第1項に規定する「事業継続力強化計画」又は同法第58条第1項に規定する「連携事業継続力強化計画」の認定を受けた中小企業・小規模事業者の積極的な活用を図り、当該者の受注機会の増大に努めるものとする。

16 労務費、原材料費、エネルギーコスト等の上昇への対応

物件及び役務の契約について、契約の途中で需給の状況又は原材料費、エネルギーコスト等の実勢価格に変化が生じた場合には、契約金額を変更する必要があるか否かについて検討し、適切に対応するものとする。また、受注者から労務費、原材料費、エネルギーコスト等の上昇に伴う契約金額の変更について申出があった場合には、その可否について迅速かつ適切に協議を行うものとし、受注者からの申出が円滑に行われるよう配慮するものとする。

さらに、主要な資材の供給の著しい減少、資材の価格の高騰等の事象が発生した場合において、受注者から請負契約の内容の変更について協議の申出があった際には誠実に応じる。なお、この場合における誠実な協議については、例えば、予算の不足や過去の変更契約実績がないこと、入札による契約であることを理由に協議に応じないといった対応は行わないものとする。

上記の対応に当たっては、労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針（令和5年11月29日策定）の趣旨を最大限に考慮するものとする。

また、複数年度にわたる物件及び役務の契約においては、同指針を参考にして発注者として行動し、少なくとも年に1回以上の協議を行うように努めることとする。さらに、価格交渉の際には、直接の契約先だけでなく、再委託先を含めて適切に請負代金を設定するよう配慮することとする。

- 17 消費税の適格請求書等保存方式（インボイス制度）に関する適切な対応
競争入札において、適格請求書発行事業者でないことのみをもって、競争入札に参加させないこととするような資格を定めることはしないものとする。

第3 新規中小企業者及び組合の活用に関する事項

1 新規中小企業者の受注の機会の増大のために講ずる具体的な措置

当機構は、新規中小企業者及び組合の受注の機会の増大を図るため、基本方針に即すとともに、次のとおり取り組む。

（1）過去の実績を過度に求めない運用、見積先の柔軟化の推進

役務及び工事等における一般競争入札において、契約の履行確保に支障がない限り、評価項目を設定するに際しては、過去の実績を求めない、又は過去の実績に係る評価が過大なものとならないよう配慮するものとする。

（2）競争参加者の資格設定に関し、調達先に専門的な技術、資格必要としない場合などであって、契約の履行の確保に支障がないと認められる限り、参加により入札参加者の確保が図られる場合には、新規中小企業者をはじめとする下位等級者の参加が可能となるような弾力的な運用を行うものとする。

（3）少額の随意契約による場合には、契約の内容、地域特性等を踏まえ、契約履行の支障の有無に留意しつつ、新規中小企業者を見積先に含めるよう努め、見積先が固定化しないよう、小企業者を含む小規模事業者や国等との調達の実績が少ない新規中小企業者にも配慮するものとする。

（4）新規中小企業者からの相談体制

財務部調達課の職員を「官公需相談窓口」の担当とし、新規中小企業者からの相談に対して、適切に対応する。

第4 上記第1～第3に掲げるもののほか、中小企業者の受注の機会の増大に関し必要な事項

1 本方針の適用範囲

本方針は、当機構の全ての部署に適用する。

2 中小企業者の受注の機会の増大のための推進体制

中小企業者の受注の機会の増大のため、当機構に推進本部を設置する。推進体制は別紙のとおりとする。

なお、推進本部においては、上記第1の目標達成に向けて、調達の現状を分析し、実績の向上を図るために有益な情報提供を行うほか、必要に応じて、各関係担当部署に対し改善策を指示する。

3 制度運用に係る作業環境の整備

新規中小企業者の調達実績の把握やみなし大企業の確認など、制度運用状況を適切に把握し、効率的な確認作業等が可能となるよう環境の整備を図る。

4 基本方針の共有

本基本方針の確実な実施を図るため、組織内の契約担当者をはじめとする関係の職員に対し、定期的に周知を行うなどして確実に認識を共有できるよう努める。

付則

○本契約の方針の公表

官公需法第5条第3項に基づき、本方針は速やかに公表する。

別紙

推進本部

本部長： 理事

副本部長： 執行役

本部員： 経営企画部長

総務部長

人事部長

財務部長

研究開発戦略推進部長

研究評価公正部長

研究開発業務支援部長

実用化推進部長

国際戦略推進部長

創薬事業部長

医療機器・ヘルスケア事業部長

再生・細胞医療・遺伝子治療事業部長

感染症研究開発事業部長

データ利活用・ライフコース研究開発事業部長

シーズ開発・基礎研究事業部長

橋渡し・臨床加速事業部長

創薬エコシステム推進事業部長

先進的研究開発事業部長

(事務局 財務部調達課)

なお、必要に応じてメンバーを追加することができる。